

## 外貨預金に係る税務

**Q** : 私は会社員ですが、昨年、以前から預け入れていた外貨（ドル）建定期預金が満期となり、利子と為替差益が生じました。確定申告の必要はありますか？

**A** : 利子所得に係る税金は、20%の源泉分離課税となるため確定申告の必要はありません。為替差益は雑所得に該当しますので申告が必要ですが、給与所得者については一定の場合には申告不要とされています。

### 【解説】

外貨預金の利子に係る税金は、通常の預貯金と同様、20%（所得税15%、住民税5%）の税率で源泉徴収され納税が完了しますので、確定申告は不要です。

一方、為替差益は、雑所得に該当するため、原則として申告が必要ですが、給与所得者については、給与所得及び退職所得以外の各種所得金額の合計金額が20万円以下の場合には確定申告は不要とされています。ただし、為替差益が20万円以下の場合でも、医療費控除を受ける場合や住宅を新築して住宅ローン控除の適用を受ける場合などは、その為替差益分も含めて確定申告しなければなりません。

また、為替予約に係る為替差益は、利子所得と同様20%の税率で源泉徴収され課税関係が終了しますので、この場合も申告は不要です。

ちなみに、為替差損が生じた場合は、その為替差損は他の雑所得の金額とは通算できませんが、他の所得とは通算できませんのでご注意ください。

